



山形県公報

平成28年4月1日(金)
第2735号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……432
- 山形県公有財産規則の一部を改正する規則……………(管 財 課) ……同
- 山形県水資源保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境企画課) ……同
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(地域福祉推進課) ……433
- 山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する  
法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……460
- 山形県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……461
- 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) ……471

### 訓 令

- 山形県法令審査会規程の一部を改正する訓令……………(学事文書課) ……同

### 告 示

- 救急診療所の申出の撤回……………(地域医療対策課) ……472
- 農業委員会ネットワーク機構の指定……………(農政企画課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) ……473
- 平成20年12月県告示第1109号(建築士法第15条第3号の規定により同条第1号及び  
第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者)の一部改正……………(建築住宅課) ……同

### 議 会 関 係

#### 告 示

- 山形県議会における特定個人情報の保護の特例に関する規程……………同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 技能教育のための施設の指定……………479

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……483
- 同……………( 同 ) ……485
- 同……………( 同 ) ……486

○同 ..... ( 同 ) …487

**規 則**

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第33号**

**次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則**

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成16年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則**

本則中「第19条第1項」を「第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定により規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第34号**

**山形県公有財産規則の一部を改正する規則**

山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第9条中「教育委員会理事」を「教育委員会教育次長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県水資源保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第35号**

**山形県水資源保全条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県水資源保全条例施行規則（平成25年3月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条中「で当該」を「で森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画で定める同条第2項第1号の森林の区域（以下「森林の区域」という。）であるもの又は当該」に、「とする」を「（森林の区域を除く。）とする」に改める。

第5条第5項第1号中「である」を「又は国立研究開発法人森林総合研究所である」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 森林法第10条の2第1項第3号に該当する場合に係る行為を行うために土地売買等の契約を行う場合  
第6条第6項第1号を次のように改める。

(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可を要する行為、同法第10条の8第1項の規定による届出を要する行為、同法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可を要する行為又は同法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出を要する行為

第6条第6項第3号中「又は同条第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為」を削り、同条第7項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 森林法第10条の2第1項第3号に該当する場合に係る行為、同法第10条の8第1項各号のいずれかに該当す

る場合に係る行為又は同法第34条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為  
(2) 山形県地下水の採取の適正化に関する条例第7条第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第36号

##### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和39年4月県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第19条第4項」を「第19条第4項及び第55条の4第2項」に、「実施に」を「実施並びに就労自立給付金の支給に」に改め、同項第1号中「第24条第1項」を「第24条第3項」に、「同条第5項」を「同条第9項」に改め、同項中第21号を第26号とし、第20号を第25号とし、同項第19号中「第78条」を「第78条第1項から第3項まで」に、「費用の額」を「金額」に改め、同号を同項第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 法第78条の2第1項又は第2項の規定により徴収する金額を決定すること。

第2条第1項中第18号を第22号とし、第15号から第17号までを4号ずつ繰り下げ、第14号を第16号とし、同号の次に次の2号を加える。

(17) 法第55条の4第1項の規定により、就労自立給付金を支給すること。

(18) 法第55条の5の規定により、被保護者等に対し報告を求めること。

第2条第1項中第13号を第15号とし、第6号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号中「要保護者について」を「報告を求め、」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 法第28条第2項の規定により、扶養義務者等に対し報告を求めること。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第24条第8項の規定により、扶養義務者に通知すること。

第2条第2項中第4号を第5号とし、同項第3号中「第78条」を「第78条第1項から第3項まで又は第78条の2第1項若しくは第2項」に、「費用」を「費用等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第76条の2の規定により取得した損害賠償請求権を行使すること。

第5条第1項を次のように改める。

法第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、保護申請書（別記様式第10号）及び保護変更申請書（別記様式第10号の2）による。

第5条第2項第4号を次のように改める。

(4) 同意書（別記様式第15号の2）

第5条第2項に次の1号を加える。

(5) 給与証明書（別記様式第15号の3）

第6条を次のように改める。

（保護決定通知書）

第6条 法第24条第3項、同条第9項、第25条第2項及び第26条の書面は、保護決定（変更）通知書（別記様式第16号）、保護申請却下通知書（別記様式第17号）及び保護廃止、停止決定通知書（別記様式第17号の2）による。

第7条の見出しを「(扶養照会書等)」に改め、同条に次の3項を加える。

2 法第24条第8項の規定による扶養義務者に対する通知は、扶養義務者保護開始決定通知書（別記様式第19号の2）により行わなければならない。

3 法第28条第2項の規定により、扶養義務者に対して報告を求めるときは、扶養義務者報告依頼書（別記様式第19号の3）により行わなければならない。

4 法第29条第1項の規定により、官公署等に対して資料の提供等を求めるときは、調査依頼書（別記様式第19号の4）により行わなければならない。

第22条を次のように改める。

（就労自立給付金申請書）

第22条 施行規則第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書（別記様式第57号）による。

第22条の次に次の2条を加える。

（就労自立給付金決定通知書）

第22条の2 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書（別記様式第58号）により通知するものとする。

（徴収金等支払申出書）

第22条の3 法第78条の2第1項又は第2項の申出は、徴収金等支払申出書（別記様式第58条の2）を提出して行わなければならない。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号

面接記録票

|                |                          |      |  |
|----------------|--------------------------|------|--|
|                |                          | 整理番号 |  |
| 面接年月日          | 年 月 日                    | 面接者  |  |
| 要保護者           | 氏 名 ( 歳)                 | 住 所  |  |
|                | 世帯構成                     | 電話番号 |  |
| 来訪者            | 氏 名                      | 住 所  |  |
|                | 対象者との関係                  | 電話番号 |  |
| 相談回数           | 初回・( )回目(前回来所年月日 年 月 日)  |      |  |
| 保護歴の有無         | 無・有( 年 月 日 ~ 年 月 日)      |      |  |
| 来訪目的<br>(相談内容) |                          |      |  |
| 来訪者への<br>助言内容  |                          |      |  |
| 急迫状態<br>の判断    | 預貯金・現金等の保有状況             |      |  |
|                | ライフラインの停止・滞納状況           |      |  |
|                | 国民健康保険等の滞納状況             |      |  |
| 制度の説明          | 実施(保護のしおり等 : 配布・未配布)・未実施 |      |  |
| 申請意思           | 有・無                      |      |  |
| 面接結果           | 申請受理                     |      |  |
|                | 相談のみ<br>(理由)             |      |  |
| 供覧・決裁          |                          |      |  |

別記様式第2号中

|     |      |     |
|-----|------|-----|
| 性別  | 生年月日 | 法区分 |
| 男・女 | ・    |     |
| 男・女 | ・    |     |
| 男・女 | ・    |     |
| 男・女 | ・    |     |
| 男・女 | ・    |     |

を

|      |     |      |
|------|-----|------|
| 個人番号 | 性別  | 生年月日 |
|      | 男・女 | ・    |
|      | 男・女 | ・    |
|      | 男・女 | ・    |
|      | 男・女 | ・    |
|      | 男・女 | ・    |

に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

様式第3号

|             |       |         |  |       |         |           |           |           |  |  |
|-------------|-------|---------|--|-------|---------|-----------|-----------|-----------|--|--|
| 保 護 決 定 調 書 |       |         |  |       |         |           |           |           |  |  |
| 地 区 名       | ケ-ス番号 | 世 帯 主 名 |  |       | 支 払 方 法 | 異 動 内 容   | 適 用 年 月 日 |           |  |  |
| 申請受理簿       | 番号登載簿 | 金品支給台帳  |  | 統計資料  | 医 療     |           |           |           |  |  |
| 決 裁         |       |         |  | 査察指導員 | 地区担当員   | 起 案 年 月 日 | 決 裁 年 月 日 | 発 送 年 月 日 |  |  |

保 護 決 定 伺

開 廃 等 の 理 由 ・ 通 知 案

最 低 生 活 費 認 定 欄

| NO | 名 前 | 性 別 | 年 齢 | 基 準 |     |   | 第 一 類 費 | 加 算 | 加 算 額 計 | 学 年 | 基 準 額<br>(学級費含) | 授 業 料 | 給 食 費 | 通 学 費 | 給 付 金 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|---|---------|-----|---------|-----|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|    |     |     |     | 生 活 | 級 地 | 冬 |         |     |         |     |                 |       |       |       |       |
|    |     |     |     |     |     |   |         |     |         |     |                 |       |       |       |       |
|    |     |     |     |     |     |   |         |     |         |     |                 |       |       |       |       |
|    |     |     |     |     |     |   |         |     |         |     |                 |       |       |       |       |
|    |     |     |     |     |     |   |         |     |         |     |                 |       |       |       |       |
|    |     |     |     |     |     |   |         |     |         |     |                 |       |       |       |       |
|    |     |     |     |     |     |   |         |     |         |     |                 |       |       |       |       |
|    |     |     |     |     |     |   |         |     |         |     |                 |       |       |       |       |
|    |     |     |     |     |     |   |         |     |         |     |                 |       |       |       |       |

|               |      |               |               |               |               |      |      |      |       |                |
|---------------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|------|------|------|-------|----------------|
| 生活基準<br>(調整額) | 加算額計 | 二類居宅<br>(調整額) | 二類別居<br>(調整額) | 冬季居宅<br>(調整額) | 冬季別居<br>(調整額) | 期末居宅 | 期末別居 | 生活費計 | 施設事務費 | 介護保険加算<br>(再掲) |
|               |      |               |               |               |               |      |      |      |       |                |

収 入 充 当 内 訳 欄

| NO | 名 前 | 収入金額<br>(1) | 収入金額<br>(2) | 収入金額<br>(3) | 収入金額<br>(4) | 収入金額<br>(5) | 手持金 | 未<br>成<br>年 | 新<br>規 | 実費控除 | 特別徴収額 | 基礎控除 | 他控除 | 認定額 |
|----|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-------------|--------|------|-------|------|-----|-----|
|    |     |             |             |             |             |             |     |             |        |      |       |      |     |     |
|    |     |             |             |             |             |             |     |             |        |      |       |      |     |     |
|    |     |             |             |             |             |             |     |             |        |      |       |      |     |     |
|    |     |             |             |             |             |             |     |             |        |      |       |      |     |     |
|    |     |             |             |             |             |             |     |             |        |      |       |      |     |     |

扶 助 額 決 定 欄

|    |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|
| 種類 | 最低生活費 | 収入充当額 | 扶 助 額 |
| 生活 |       |       |       |
| 住宅 |       |       |       |
| 教育 |       |       |       |
| 生業 |       |       |       |
| 合計 |       |       |       |
| 一時 |       |       |       |

|                |     |     |     |     |     |     |     |     |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一時扶助内訳<br>(再掲) | 生 活 | 住 宅 | 教 育 | 介 護 | 医 療 | 出 産 | 生 業 | 葬 祭 |
|                |     |     |     |     |     |     |     |     |

一時扶助継続認定額

|       |     |     |     |     |     |     |      |         |        |       |       |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|---------|--------|-------|-------|
| 種類    | 生 活 | 住 宅 | 教 育 | 生 業 | 一 時 | 合 計 | 本人支払 | 収入充当合計額 | 本人支払充当 | 施設事務費 | 事務費追給 |
| 月分支給額 |     |     |     |     |     |     |      |         |        |       |       |
| 月分支給額 |     |     |     |     |     |     |      |         |        |       |       |
| 月分支給額 |     |     |     |     |     |     |      |         |        |       |       |

様式第4号

来 訪 者 受 付 簿

| 整理<br>番号 | 面接<br>月日 | 来訪者氏名 | 要保護者氏名 | 来 訪 目 的<br>(相談内容) | 相談結果等 |
|----------|----------|-------|--------|-------------------|-------|
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |
|          |          |       |        |                   |       |

別記様式第8号の2及び別記様式第8号の3を次のように改める。

医療券交付処理簿

様式第8号の2

( 年 月分)

| 受給者<br>番号 | 交 付<br>年月日 | 診療月 | ケース<br>番号 | 受療者氏名 | 居住町村名 | 受療機関名 | 診療<br>別 | 単独<br>・<br>併用 | 単給<br>・<br>併給 | 有効<br>期間 | 本人<br>支払額 | 交 方<br>法 | 交 付<br>職員印 | 受領印 | 備<br>考 |
|-----------|------------|-----|-----------|-------|-------|-------|---------|---------------|---------------|----------|-----------|----------|------------|-----|--------|
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |
|           |            |     |           |       |       |       |         |               |               |          |           |          |            |     |        |

様式第8号の3

介護券交付処理簿

( 年 月分)

| 受給者<br>番号 | 交付<br>年月日 | 受給月 | 世帯員<br>番号 | 受給者氏名 | 保険者番号<br>被保険者番号 | 住所 | 介護機関コード<br>介護機関コード | サービス<br>種類 | 単<br>独<br>・<br>併<br>用 | 有<br>効<br>期<br>間 | 本<br>支<br>払<br>額 | 交<br>職<br>員<br>印 | 考<br>備 |
|-----------|-----------|-----|-----------|-------|-----------------|----|--------------------|------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|--------|
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |
|           |           |     |           |       |                 |    |                    |            |                       |                  |                  |                  |        |



別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号

生活保護法による保護申請書

|                                                                           |                 |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|------|-----|----|----|-------------------------|----|---------------------|------|--------------------|
| 現在住んでいるところ                                                                |                 |     |      |     |    |    | 現在のところに住み始めた時期<br>年 月 日 |    |                     |      | ※総合支<br>庁受付年<br>月日 |
| 家族<br>の<br>状<br>況                                                         | 人員              | 氏 名 | 個人番号 | 続柄  | 性別 | 年齢 | 生年月日                    | 学歴 | 職業                  | 健康状態 |                    |
|                                                                           | 1               |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
|                                                                           | 2               |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
|                                                                           | 3               |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
|                                                                           | 4               |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
|                                                                           | 5               |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
|                                                                           | 6               |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
|                                                                           | 7               |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
| 8                                                                         |                 |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
| 家族のうち別のところに<br>に住んでいる者がある<br>ときはその名前と住ん<br>でいるところ                         |                 |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      | ※町村役<br>場受付年<br>月日 |
| 資産の状況(様式第14号)                                                             |                 |     |      |     |    |    | 収入の状況(様式第15号)           |    | 関係先照会への同意(様式第15号の2) |      |                    |
| 援<br>助<br>を<br>し<br>て<br>く<br>る<br>者<br>の<br>状<br>況                       | 世帯主又は<br>家族との関係 |     | 氏 名  | 住 所 |    |    | 今まで受けた援助<br>及び将来の見込     |    |                     |      |                    |
|                                                                           |                 |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
|                                                                           |                 |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
|                                                                           |                 |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
| 保護を申請する理由(具体的に記入して下さい。)                                                   |                 |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
| 上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。<br>年 月 日<br>申請者住所<br>氏名<br>保護を受けようとする者との関係 |                 |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |
| 総合支庁長 殿 <span style="float: right;">Ⓜ</span>                              |                 |     |      |     |    |    |                         |    |                     |      |                    |

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないでください。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、添付書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

別記様式第10号の次に次の3様式を加える。  
様式第10号の2(1)

生活保護法による  
保護変更申請書（一時扶助）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 総合支庁<br>受付年月日 | 町村役場<br>受付年月日 |
|---------------|---------------|

|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
|------------------------------------------|--------------------|-------------|-----------|------------|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 住 所                                      | 郡 町<br>大字<br>市 村 方 |             |           | 世帯主<br>氏 名 |                |     |     |     |     |
| 申請する扶<br>助について<br>援助してく<br>れる者の状<br>況    | 世帯主と<br>の 関 係      | 氏 名         | 住 所       |            | 援 助 内 容        |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
| 1 支給を受けたい被服費（衣料、寝具等）又は家具什器費              |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
| 現に有する衣類等の状況及び支給を受けたい理由                   |                    |             |           |            | 内 訳            |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            | 5 費用見積りに記載のとおり |     |     |     |     |
| 2 支給を受けたい水道、井戸又は下水設備費                    |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
| 現在の飲料水の状況                                |                    |             |           |            | 内 訳            |     |     |     |     |
| イ 流水<br>ロ 井戸（ポンプ・モーター）<br>ハ 簡易水道         |                    |             |           |            | 5 費用見積りに記載のとおり |     |     |     |     |
| 3 支給を受けたい配電設備費、住宅維持費（家屋補修、雪おろし、風呂の修理付設等） |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
| 家屋の規模                                    | 造 葺 建              |             | ㎡（うち2階 ㎡） |            | 内 訳            |     |     |     |     |
| 現在の状況                                    |                    |             |           |            | 5 費用見積りに記載のとおり |     |     |     |     |
| 補修計画の概略                                  |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
| 4 支給を受けたい介護扶助費（住宅改修、福祉用具購入）              |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
| 要 介 護 認 定                                |                    | 改修内容又は福祉用具名 |           |            | 内 訳            |     |     |     |     |
| 介護保険（有・無）                                |                    |             |           |            | 5 費用見積りに記載のとおり |     |     |     |     |
| 被保険者番号                                   |                    | 改修・購入が必要な理由 |           |            |                |     |     |     |     |
| 要支援・要介護 1・2・3・4・5                        |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
| 有効期間 年 月～ 年 月                            |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
| 5 費用見積                                   |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
| 見積者の住所                                   |                    |             |           | 見積者氏名      |                | ⑩   |     |     |     |
| 品 名                                      | 規 格                | 数 量         | 単 価       | 金 額        | 品 名            | 規 格 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|                                          |                    |             | 円         | 円          |                |     |     | 円   | 円   |
|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            |                |     |     |     |     |
|                                          |                    |             |           |            | 合計             |     |     |     |     |

|                             |       |                   |                                                                                         |              |                   |
|-----------------------------|-------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------|
| 6 支給を受けたい移送費（医療、介護）         |       |                   |                                                                                         |              |                   |
| 期 日 又 は 期 間                 | 行 先   | 区 間               | 往復又は片道の別                                                                                | 交通機関         | 摘 要               |
| 月 日から 月 日まで                 |       | から まで             | 往復・片道                                                                                   |              |                   |
| 月 日から 月 日まで                 |       | から まで             | 往復・片道                                                                                   |              |                   |
| 月 日から 月 日まで                 |       | から まで             | 往復・片道                                                                                   |              |                   |
| 月 日から 月 日まで                 |       | から まで             | 往復・片道                                                                                   |              |                   |
| 支給を受けたい理由                   |       |                   |                                                                                         |              |                   |
| 7 支給を受けたい出産費                |       |                   |                                                                                         |              |                   |
| 産 婦 氏 名                     |       | 出生児氏 名            | 出生児と世帯主との続柄                                                                             | 性別           | 男・女               |
| 出 産 年月日                     | 年 月 日 | 出 産 場 所           | イ 自宅 ロ 入院中の正常分娩（入院病名 医療機関名 ）<br>ハ 異常分娩のための入院（異常状態 医療機関名 ）<br>ニ 児童福祉法による助産施設（施設名 ） ホ その他 |              |                   |
| 8 支給を受けたい技能修得費、生業費又は就職支度費   |       |                   |                                                                                         |              |                   |
| 技能修得（就労・就職）する者の氏名           |       | 技能修得（就労）する場所（勤務先） |                                                                                         |              |                   |
| 修得する技能又は就業の内容               |       |                   |                                                                                         |              |                   |
| 技 能 修 得 期 間                 |       | 年 月 日から 年 月 日まで   |                                                                                         | 技能修得費又は生業の資金 | 円                 |
| 就 労（就 職）す る 時 期             |       | 年 月 日から 年 月 日まで   |                                                                                         |              |                   |
| 生 業（就 業）に 必 要 な 品 物 及 び 金 額 | 品 名   | 数 量               | 単 価                                                                                     | 価 格          | 収入が得られる時期         |
|                             |       |                   | 円                                                                                       | 円            | (1) 収 入 見 込 額     |
|                             |       |                   |                                                                                         |              | (2) 必 要 経 費       |
|                             |       |                   |                                                                                         |              | (3) 利 益 (1) - (2) |
|                             | 計     |                   |                                                                                         |              |                   |
| 9 支給を受けたい葬祭費                |       |                   |                                                                                         |              |                   |
| 死亡者氏 名                      |       | 死 亡 者 生年月日        | 年 月 日生（歳）                                                                               | 死 亡 時 期      | 年 月 日             |
| 死 亡 場 所                     |       | 葬 祭 日             | 月 日                                                                                     | 葬 祭 場 所      |                   |
| 葬祭費                         |       | 遺留金額              |                                                                                         | 差引不足額        | 死亡者との関係           |
| 上記の支給を受けたいので申請します。          |       |                   |                                                                                         |              |                   |
| 総合支庁長 殿                     |       |                   |                                                                                         |              | 年 月 日             |
| 申請者 住 所 氏 名                 |       |                   |                                                                                         |              | ㊟                 |
| 要保護者との関係（                   |       |                   |                                                                                         |              | ）                 |

様式第10号の2(2)

保護変更申請書（傷病届）

|                                              |                    |           |               |
|----------------------------------------------|--------------------|-----------|---------------|
| 1 医療（医・歯） 2 治療材料 3 施術（柔道整復・あん摩・マッサージ・はり・きゆう） |                    |           |               |
| 患者氏名                                         | 男<br>女             | 居住地       |               |
|                                              | 明大<br>昭平 年 月 日（ 歳） |           |               |
| 世帯主氏名                                        |                    | 現在受けている扶助 | 生・住・教・医・介・その他 |
| 受診年月日                                        | 年 月 日              |           |               |
| 他法負担の有無                                      | 有（健保・共済・日雇・その他）    |           | 無             |
| 病状及び理由                                       |                    |           |               |

上記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

年 月 日

総合支庁長 殿

申請者 住所

氏名

（患者との関係）



様式第10号の2(3)

## 保護変更申請書（介護扶助）

|              |                             |           |               |
|--------------|-----------------------------|-----------|---------------|
|              |                             | 総合支庁受付年月日 | 町村役場受付年月日     |
| 介護を必要とする者の氏名 | 男<br>女<br>明大<br>昭平 年 月 日（歳） | 居住地       |               |
| 世帯主氏名        |                             | ケース番号     |               |
| 被保険者資格の有無    | 有 無                         | 現在受けている扶助 | 生・住・教・医・介・その他 |
| 保険者番号        |                             | 被保険者番号    |               |
| 要介護認定等有効期間   | 年 月 日から 年 月 日まで             |           |               |
| 要介護状態等区分     | 要支援 1・2      要介護 1・2・3・4・5  |           |               |

上記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

年 月 日  
総合支庁長 殿

申請者 住所  
氏名  
(申請者との関係)

⑩

備考 居宅介護支援計画等の写しその他の総合支庁長が必要と認める書類を添付すること。

別記様式第15号の次に次の2様式を加える。  
様式第15号の2

同意書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴庁が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴庁の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所  
氏 名

印

総合支庁長 殿

様式第15号の3

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所  
事業所（雇主）

㊟

総合支庁長 殿

次のとおり証明します。

|                                                              |                     |    |             |               |   |
|--------------------------------------------------------------|---------------------|----|-------------|---------------|---|
| 氏 名                                                          | (歳)                 |    | 職 名 及 び     | 職 務 内 容       |   |
| 居 住 地                                                        |                     |    |             |               |   |
| 給<br>与<br>額                                                  | 基 本 給               | 円  | 控<br>除<br>額 | 所 得 税         | 円 |
|                                                              | 日 給 (日 分)           |    |             | 健 康 保 険 料     |   |
|                                                              | 家 族 手 当             |    |             | 厚 生 年 金 保 険 料 |   |
|                                                              | 地 域 手 当             |    |             | 失 業 保 険 料     |   |
|                                                              | 手 当                 |    |             |               |   |
|                                                              |                     |    |             |               |   |
|                                                              |                     |    |             |               |   |
|                                                              |                     |    |             |               |   |
|                                                              | 小 計<br>(イ)          |    |             | 小 計 (ロ)       |   |
|                                                              | 差 引 支 給 額 (イ) - (ロ) |    |             | 摘 要           |   |
| 前2月の<br>手 取 額                                                | 月分                  | 月分 |             |               |   |
| (備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますから御注意ください。 |                     |    |             |               |   |

別記様式第16号及び別記様式第17号を次のように改める。  
様式第16号

第 号  
年 月 日

様

総合支庁長 印

保護決定（変更）通知書

生活保護法による保護を次のとおり開始（変更）したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

| 種 類      | 生活扶助 | 住宅扶助 | 教育扶助 | 生業扶助 | 一時扶助 | 合 計 | 本人支払額 |
|----------|------|------|------|------|------|-----|-------|
| 月分支給・追支給 |      |      |      |      |      |     |       |
| 月分支給・追支給 |      |      |      |      |      |     |       |
| 月分以降支給額  |      |      |      |      |      |     |       |

一時扶助の内訳（再掲）

| 生 活 | 住 宅 | 教 育 | 介 護 | 医 療 | 出 産 | 生 業 | 葬 祭 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |     |     |     |     |

|             |           |  |  |  |
|-------------|-----------|--|--|--|
| 別 途 送 付 金 額 | 施 設 事 務 費 |  |  |  |
|-------------|-----------|--|--|--|

|            |         |
|------------|---------|
| 介護扶助自己負担月額 | 円（事業者名） |
|            | 円（事業者名） |
|            | 円（事業者名） |
| 医療扶助自己負担月額 | 円       |

2 扶助金支給日

定例支給は毎月 日（休日のときはその前日）

3 保護の開始（変更）の時期 年 月 日

4 開始（変更）の理由

5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

- 備考 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、山形県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において県を代表する者は山形県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



様式第17号

第 号  
年 月 日

様

総合支庁長 印

## 保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において県を代表する者は山形県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

別記様式第17号の次に次の1様式を加える。  
様式第17号の2

様

第 号  
年 月 日

総合支庁長 印

保 護 廃 止 決 定 通 知 書  
停 止

年 月 日付け第 号により決定通知した生活保護法による保護を下記のとおり廃止したの  
で通知します。 停止

## 記

1 廃止した保護の種類  
停止

2 停止する期間

3 廃止する時期 年 月 日

4 理由

備考 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、山形県知事に対し審査請求をすることができます。（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において県を代表する者は山形県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第19号を次のように改める。  
様式第19号

第 号  
年 月 日

様

総合支庁長 印

### 扶 養 照 会 書

次の方は生活困窮のため、当庁において、生活保護法による保護を申請中（受給中）です。  
生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

つきましては、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により御回答ください。

#### 1 生活保護対象者

|            |  |     |      |
|------------|--|-----|------|
| 住 所        |  |     |      |
| 氏 名<br>(甲) |  | 続 柄 | あなたの |

2 回答期限 年 月 日 まで

3 回答先

#### 参考（条文抜粋）

##### 生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

##### 民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

(別紙)

扶 養 届 書

総合支庁長 殿

住所  
氏名

印

先に照会のあつた甲に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど  
金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 精神的な支援の可否     | 可 ・ 不可            |
| 支援の開始時期       | 年 月から（又は既に行っている）  |
| 具体的な支援の内容及び頻度 | ※緊急連絡先（電話番号 - - ） |

2 金銭的な援助について

|           |                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金銭的な援助の可否 | 可 ・ 不可（理由： ）                                                                                                     |
| 援助の開始時期   | 年 月から（又は既に行っている）                                                                                                 |
| 援助の方法・程度  | ① 金銭により毎月（年） ・ 3,000円 ・ 5,000円<br>・ 10,000円 ・ _____円を送付します。<br>② 物品により毎月（年） を 程度送付します。<br>③ 氏名 を引き取ります。<br>④ その他 |

3 私の世帯について

|                                |     |                                |                    |         |                    |         |
|--------------------------------|-----|--------------------------------|--------------------|---------|--------------------|---------|
| (1) 家族構成、収入等の状況                |     |                                |                    |         |                    |         |
| 氏名                             | 続柄  | 生年月日                           | 職業                 | 勤務先     | 平均月収額              |         |
|                                | 本人  |                                |                    |         | 円                  |         |
|                                |     |                                |                    |         |                    |         |
|                                |     |                                |                    |         |                    |         |
|                                |     |                                |                    |         |                    |         |
| 上記のうち甲についての                    |     |                                |                    |         |                    |         |
| ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名            |     |                                |                    |         |                    |         |
| ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 ( 円)  |     |                                |                    |         |                    |         |
| (2) 資産の状況                      | 有・無 | ①家屋                            | m <sup>2</sup> (坪) | ②宅地     | m <sup>2</sup> (坪) |         |
|                                |     | ③田畑                            | m <sup>2</sup> (坪) | ④山林等    | m <sup>2</sup> (坪) |         |
| (3) 負債の状況                      | 有・無 | 負債の内容                          |                    | 返済月(年)額 |                    | 返済の終了予定 |
|                                |     | 住宅ローン                          |                    | 円       |                    |         |
|                                |     | その他 ( )                        |                    |         |                    |         |
| (4) 健康保険等の加入状況                 |     | ①国民健康保険 ②健康保険 ③共済 ( ) ④その他 ( ) |                    |         |                    |         |
| 上記で①以外に加入している場合甲については被扶養者として   |     |                                |                    |         |                    |         |
| ①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり |     |                                |                    |         |                    |         |

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

別記様式第19号の次に次の3様式を加える。  
様式第19号の2

第 号  
年 月 日

様

総合支庁長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者保護開始決定通知書

あなたの 〇〇〇〇に当たる甲さんに対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

|               |  |
|---------------|--|
| 氏 名           |  |
| 保護の開始の申請があつた日 |  |

(参考)

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当庁において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第19号の3

第 号  
年 月 日

様

総合支庁長 印

## 生活保護法による扶養義務者報告依頼書

あなたの 〇〇〇〇〇に当たる甲さん（住所 〇〇〇〇〇）は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのために必要がありますので、 〇〇年 〇〇月 〇〇日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当庁において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(参考)

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第28条

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当所要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式第19号の4

第 号  
年 月 日

殿

総合支庁長 印

## 生活保護法による調査依頼書

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、同法第29条の規定により、下記の事項について照会します。

なお、当庁において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

## 記

(参考)

## 生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- (1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
- (2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

- (4) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

## 生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

別記様式第41号を次のように改める。  
様式第41号

|   |   |   |    |
|---|---|---|----|
| 年 | 月 | 日 | 交付 |
| 第 | 号 |   |    |

検診命令書

年 月 日

検査を受ける者の  
居住地及び氏名

様

総合支庁長 印

下記により検査を受けてください。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の所在地及び名称  
並びに担当医師等氏名
- 4 備考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定によるものです。
- 3 この検診命令を受けないと、生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。

※

|   |   |   |    |
|---|---|---|----|
| 年 | 月 | 日 | 交付 |
| 第 | 号 |   |    |

検診料請求書

総合支庁長 殿

年 月 日

医療機関の所在地  
及び名称  
医療機関の長又は  
開設者の氏名若しくは名称

印

下記のとおり請求します。

|       |     |       |        |
|-------|-----|-------|--------|
| ※ 受察者 |     | ※ 居住地 |        |
| 請求額   | 診察料 | 点     | (検査名等) |
|       | 料   | 点     |        |
|       | 料   | 点     |        |
|       | 合計  | 点     |        |

(注意)

この請求書により直接総合支庁あて請求してください。



|   |         |       |
|---|---------|-------|
| ※ | 年 月 日交付 | 検 診 書 |
|   | 第 号     |       |

検査を受ける者の  
 居住地及び氏名 歳 男・女

総合支庁長 殿  
 年 月 日

医療機関の所在地及び名称  
 医療機関の長又は開設者の氏名若しくは名称  
 担当医師 ㊟

上記の者に対する検診結果は下記のとおりです。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員  
 記 事 ㊟

※総合支庁  
 嘱託医意見 ㊟

(注意)  
 この検診書は、総合支庁長あて直接送付してください。

別記様式第44号を次のように改める。  
様式第44号

第 号  
年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

市町村長 氏 名 印  
地方独立行政法人の名称及び代表者氏名

### 保 護 施 設 設 置 届 出 書

下記のとおり、生活保護法による保護施設を設置したいのでお届けします。

#### 記

- 1 保護施設の名称及び種類
- 2 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況
- 3 寄附行為、定款その他の基本約款
- 4 建物その他の設備の規模及び構造
- 5 取扱定員
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 8 経理の方針
- 9 添付書類
  - (1) 市町村が設置しようとする施設が当該市町村の区域外に設置される場合は、その区域を管轄する市町村の同意書
  - (2) 地方独立行政法人が施設を設置しようとする場合は、設置しようとする区域の市町村の意見書

備考 1 記の4には、規模及び構造について詳細に記載するほか配置図、平面図及び立面図を添付すること。なお、届出の対象となる建物及び土地の区画を明瞭に記載すること。  
2 記の8には、経理の方法を具体的に記載するとともに、その施設の当該年度の予算書を添付すること。

別記様式第56号の次に次の3様式を加える。

様式第57号

就 労 自 立 給 付 金 申 請 書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

| 氏 名 | 性 別   | 生 年 月 日       |
|-----|-------|---------------|
|     | 男 ・ 女 | 年 月 日<br>( 歳) |
|     | 男 ・ 女 | 年 月 日<br>( 歳) |
|     | 男 ・ 女 | 年 月 日<br>( 歳) |
|     | 男 ・ 女 | 年 月 日<br>( 歳) |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所  
氏名



総合支庁長 殿

様式第58号

第 号  
年 月 日

様

総合支庁長 印

## 就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

- 備考 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、山形県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において県を代表する者は山形県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

## 様式第58号の2

## 生活保護法による徴収金等支払申出書

私は、不実の申告など不正の手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2の規定により、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条の規定による徴収金のうち貴庁と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

## 記

- 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条の規定による徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と総合支庁に判断される場合があること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

年 月 日

住所  
氏名

Ⓜ

総合支庁長 殿

年 月 日

私は、本申出に基づき 年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付け第 号の費用徴収決定通知による法第78条の規定による徴収金の支払いに充てるものとします。

## 附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号イ中「第24条第1項」を「第24条第3項」に、「同条第5項」を「同条第9項」に改め、同号中ナをノとし、ネをキとし、同号ツ中「第78条」を「第78条第1項から第3項まで」に、「費用の額」を「金額」に改め、同号中ツをムとし、同ムの次に次のように加える。  
ウ 法第78条の2第1項又は第2項の規定により徴収する金額の決定に関すること  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号中ソをラとし、レをナとし、タをネとし、ヨをツとし、カをタとし、同タの次に次のように加える。  
レ 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること  
ソ 法第55条の5の規定による報告に関すること  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、へをチとし、同号ホ中「要保護者についての」を「報告、」に改め、同号中ホをへとし、同への次に次のように加える。  
ト 法第28条第2項の規定による報告に関すること  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第1項第1号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。  
ロ 法第24条第8項の規定による扶養義務者に対する通知に関すること  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第1項第2号ハ中「第78条」を「第78条第1項から第3項まで又は第78条の2第1項若しくは第2項」に、「費用」を「費用等」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。  
ロ 第76条の2の規定により取得した損害賠償請求権の行使に関すること

山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第37号

##### 山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する規則（平成20年3月県規則第54号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

##### 山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行に関する規則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第2条第1項中「第14条第4項」を「第14条第4項（法第15条第3項において準用する場合を含む。）」に、「支援給付（）」を「支援給付等（）」に、「支援給付をいう」を「支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を含む。）及び配偶者支援金の支給をいう」に改め、同項第1号中「第24条第1項」を「第24条第3項」に、「支援給付」を「支援給付等」に、「同条第5項」を「同条第9項」に改め、同項中第20号を第23号とし、同項第19号中「（支援給付）」を「（支援給付等）」に改め、同号を同項第22号とし、同項第18号中「第78条」を「第78条第1項又は第2項」に、「費用の額」を「金額」に改め、同号を同項第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 保護法第78条の2第1項の規定により、徴収する金額を決定すること。

第2条第1項中第17号を第19号とし、第6号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号中「要支援者（現に支援給付を受けているとしないにもかかわらず、支援給付を必要とする状態にある者をいう。）について」を「報告を求め、」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 保護法第28条第2項の規定により、扶養義務者等に対し報告を求めること。

第2条第1項中第4号を第5号とし、同項第3号中「支援給付」を「支援給付等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「支援給付」を「支援給付等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保護法第24条第8項の規定により、扶養義務者に通知すること。

第2条第2項中第4号を第5号とし、同項第3号中「第78条」を「第78条第1項若しくは第2項又は第78条の2第1項」に、「費用」を「費用等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保護法第76条の2の規定により取得した損害賠償請求権を行使すること。

第3条中「支援給付」を「支援給付等」に、「及び第23条」を「、第22条の3及び第23条」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表総合支庁長の項委任事項の欄第2項中「山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する規則」を「山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行に関する規則」に改め、同欄第2項第1号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」に、「第24条第1項」を「第24条第3項」に、「支援給付」を「支援給付等」に、「同条第5項」を「同条第9項」に改め、同号中ネをムとし、ツをラとし、同号ソ中「第78条」を「第78条第1項又は第2項」に、「費用の額」を「金額」に改め、同号中ソをネとし、同ネの次に

次のように加える。

ナ 保護法第78条の2第1項の規定による徴収する金額の決定に関すること

別表総合支庁長の項委任事項の欄第2項第1号中レをツとし、タをソとし、ヨをレとし、同号カ中「支援給付」を「支援給付等」に改め、同号中カをタとし、ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、同号ホ中「要支援者についての」を「報告、」に改め、同号中ホをヘとし、同への次に次のように加える。

ト 保護法第28条第2項の規定による報告に関すること

別表総合支庁長の項委任事項の欄第2項第1号中ニをホとし、同号ハ中「支援給付」を「支援給付等」に改め、同号中ハをニとし、同号ロ中「支援給付」を「支援給付等」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 保護法第24条第8項の規定による扶養義務者に対する通知に関すること

別表総合支庁長の項委任事項の欄第2項第2号中ニをホとし、同号ハ中「第78条」を「第78条第1項若しくは第2項又は第78条の2第1項」に、「費用」を「費用等」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

リ 保護法第76条の2の規定により取得した損害賠償請求権の行使に関すること

山形県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第38号

#### 山形県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

山形県農業協同組合法施行細則（平成6年3月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第10条第20項」を「第10条第18項」に、「同条第19項ただし書」を「同条第17項ただし書」に改め、同条第6号中「第11条の4第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に改め、同条第6号の2中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に改め、同条第7号中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改め、同条第7号の2中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改め、同条第8号中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に、「、変更又は廃止」を「又は変更」に、「信託規程設定（変更、廃止）承認申請書」を「信託規程設定（変更）承認申請書」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(8)の2 法第11条の42第4項の規定による信託規程の変更又は廃止の届出 信託規程変更（廃止）届（別記様式第8号の2）

第2条第9号から第9号の15までの規定中「第11条の26」を「第11条の45」に改め、同条第13号中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に、「、変更又は廃止」を「又は変更」に、「宅地等供給事業実施規程設定（変更、廃止）承認申請書」を「宅地等供給事業実施規程設定（変更）承認申請書」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(13)の2 法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出 宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届（別記様式第13号の2）

第2条第14号中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に、「、変更又は廃止」を「又は変更」に、「農業経営規程設定（変更、廃止）承認申請書」を「農業経営規程設定（変更）承認申請書」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(14)の2 法第11条の51第4項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の届出 農業経営規程変更（廃止）届（別記様式第14号の2）

第2条第15号中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に、「別記様式第14号の2」を「別記様式第14号の3」に改め、同条第21号中「法第64条第3項及び」を削り、「」において「」及び法第70条の3第4項において「の議決」を「の決議」に、「解散議決認可申請書」を「解散決議認可申請書」に改め、同条第23号中「第64条第4項後段又は第7項」を「第64条第4項、第5項後段又は第8項」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(23)の2 法第64条の2第1項の規定による事業を廃止していない旨の届出 事業を廃止していない旨の届（別記様式第22号の2）

(23)の3 法第64条の3第3項の規定による継続の届出 継続届（別記様式第22号の3）

第2条第25号中「別記様式第24号」を「別記様式第23号の2」に改め、同号の次に次の9号を加える。

- (25)の2 法第70条の3第3項の規定による新設分割の認可の申請 新設分割認可申請書（別記様式第23号の3）
- (25)の3 法第80条において準用する法第73条の10の規定による組織変更の届出 組織変更届（別記様式第31号の2）
- (25)の4 法第84条第1項の規定による消費生活協同組合への組織変更の認可の申請 組織変更（消費生活協同組合）認可申請書（別記様式第23号の4）
- (25)の5 法第89条第1項の規定による医療法人への組織変更の認可の申請 組織変更（医療法人）認可申請書（別記様式第23号の5）
- (25)の6 法第90条第1項の規定による社会医療法人の認定の申請 社会医療法人認定申請書（別記様式第23号の6）
- (25)の7 法第97条の規定による共済代理店の設置の届出 共済代理店設置届（別記様式第23号の7）
- (25)の8 法第97条の規定による共済代理店の廃止の届出 共済代理店廃止届（別記様式第23号の8）
- (25)の9 法第97条の規定による共済計理人の選任の届出 共済計理人選任届（別記様式第23号の9）
- (25)の10 法第97条の規定による共済計理人の退任の届出 共済計理人退任届（別記様式第23号の10）

第2条第26号、第27号、第31号から第34号まで、第36号から第44号までの規定中「第97条の2」を「第97条」に改め、同条第47号中「第232条第6項」を「第232条第5項」に改める。

第3条第1号中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改め、同条第2号中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同条第3号中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同条第4号中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同条第5号中「第72条の12の6」を「第72条の22」に改め、同条第6号中「第72条の12の8第3号」を「第72条の24第3号」に改め、同条第7号中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(7)の2 法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定による事業を廃止していない旨の届出 事業を廃止していない旨の届（別記様式第22号の2）

(7)の3 法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による継続の届出 継続届（別記様式第22号の3）

第3条第8号中「第73条の12」を「第73条の10」に改める。

第4条中「並びに山形県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）」を削り、同条第2号中「議決」を「決議」に改める。

第6条及び第7条中「及び中央会」を削る。

第8条中「及び中央会」及び「又は中央会」を削る。

第9条及び第10条中「及び中央会」を削る。

第12条中「又は中央会」を削る。

別記様式第4号中「第10条第19項ただし書」を「第10条第17項ただし書」に、「同条第20項」を「同条第18項」に改める。

別記様式第6号中「第11条の4第1項ただし書（第11条の4第2項後段）」を「第11条の8第1項ただし書（第11条の8第2項後段）」に改める。

別記様式第6号の2中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に改める。

別記様式第7号中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改める。

別記様式第7号の2中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改める。

別記様式第8号中「信託規程設定（変更、廃止）承認申請書」を「信託規程設定（変更）承認申請書」に、「、廃止」に「）」に、「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に、

「5 信託規程を設定し、又は廃止しようとする場合は、信託規程

6 信託規程を変更しようとする場合は、変更に係る条文の新旧対照表 を

7 信託規程を廃止しようとする場合は、廃止に伴う信託契約の処理計画を明らかにする書類」

「5 信託規程を設定しようとする場合は、信託規程

6 信託規程を変更しようとする場合は、変更に係る条文の新旧対照表」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。



様式第8号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
(電話番号 )

信託規程変更（廃止）届

信託規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会（総代会）議事録抄本
- 3 信託規程を変更した場合は、変更に係る条文の新旧対照表
- 4 信託規程を廃止した場合は、廃止に伴う信託契約の処理計画を明らかにする書類

別記様式第9号から別記様式第9号の15までの規定中「第11条の26」を「第11条の45」に改める。

別記様式第13号中「宅地等供給事業実施規程設定（変更、廃止）承認申請書」を「宅地等供給事業実施規程設定（変更）承認申請書」に、「、廃止）に」を「）」に、「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に、

- 「5 宅地等供給事業実施規程を設定し、又は廃止しようとする場合は、宅地等供給事業実施規程
- 6 宅地等供給事業実施規程を変更しようとする場合は、変更に係る条文の新旧対照表
- 7 宅地等供給事業実施規程を廃止しようとする場合は、廃止に伴う宅地等供給事業の処理計画を明らかにする書類

「5 宅地等供給事業実施規程を設定しようとする場合は、宅地等供給事業実施規程に改め、同様式の次に  
6 宅地等供給事業実施規程を変更しようとする場合は、変更に係る条文の新旧対照表」

次の1様式を加える。

様式第13号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
(電話番号 )

宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届

宅地等供給事業実施規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会（総代会）議事録抄本
- 3 宅地等供給事業実施規程を変更した場合は、変更に係る条文の新旧対照表
- 4 宅地等供給事業実施規程を廃止した場合は、廃止に伴う宅地等供給事業の処理計画を明らかにする書類

別記様式第14号中「農業経営規程設定（変更、廃止）承認申請書」を「農業経営規程設定（変更）承認申請書」に、「、廃止）に」を「）」に、「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に、

- 「6 農業経営規程を設定し、又は廃止しようとする場合は、農業経営規程
- 7 農業経営規程を変更しようとする場合は、変更に係る条文の新旧対照表
- 8 農業経営規程を廃止しようとする場合は、廃止に伴う農業の経営及びこれに附帯する事業の処理計画を明らかにする書類

「6 農業経営規程を設定しようとする場合は、農業経営規程  
7 農業経営規程を変更しようとする場合は、変更に係る条文の新旧対照表」に改める。

別記様式第14号の2中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に改め、同様式を別記様式第14号の3とし、別記様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第14号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
(電話番号 )

農業経営規程変更（廃止）届

農業経営規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会（総代会）議事録抄本
- 3 農業経営規程を変更した場合は、変更に係る条文の新旧対照表
- 4 農業経営規程を廃止した場合は、廃止に伴う農業の経営及びこれに附帯する事業の処理計画を明らかにする書類

別記様式第20号中「、解散の議決の認可」を削り、「新設合併の認可」を「新設合併の認可及び新設分割の認可」に改め、「解散の議決、」を削り、「」に「、新設分割」に改める。

別記様式第21号中「解散議決認可申請書」を「解散決議認可申請書」に、「の議決」を「の決議」に改める。

別記様式第22号中「第64条第4項後段（第7項）」を「第64条第4項（第5項後段、第8項）」に、

「4 農業協同組合法第64条第4項の規定による届出の場合は、組合員（会員）の欠乏を証明する書類」を

「4 農業協同組合法第64条第4項の規定による届出の場合は、解散を決議した総会（総代会）の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書

- 5 農業協同組合法第64条第5項後段の規定による届出の場合は、組合員（会員）の欠乏を証明する書類

同様式の次に次の2様式を加える。

様式第22号の2

年 月 日

山形県知事 殿

（農業協同組合（農業協同組合連合会、農事組合法人）の代表理事からの届出の場合）

住 所  
名 称  
代表者氏名 (印)  
(電話番号 )

（代理人からの届出の場合）

住 所  
代理人氏名 (印)  
(電話番号 )

事業を廃止していない旨の届

本農業協同組合（本農業協同組合連合会、本農事組合法人）は事業を廃止していないので、農業協同組合法第64条の2第1項（第73条第4項において準用する同法第64条の2第1項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 農業協同組合（農業協同組合連合会、農事組合法人）の名称
- 2 主たる事務所
- 3 代表理事の氏名
- 4 代表理事の住所
- 5 まだ事業を廃止していない旨

添付書類

代理人によって届出をする場合は、その権限を証する書面

様式第22号の3

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
(電話番号 )

#### 継 続 届

本農業協同組合（本農業協同組合連合会、本農事組合法人）を継続したので、農業協同組合法第64条の3第3項（第73条第4項において準用する同法第64条の3第3項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 農業協同組合（農業協同組合連合会、農事組合法人）の継続を決議した総会（総代会）の議事録の抄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書

別記様式第23号(1)及び別記様式第23号(2)中「議決」を「決議」に、「準用する同法第49条第2項及び」を「読み替えて準用する同法第49条第2項及び同法第65条第4項において準用する同法」に改め、別記様式第24号中「議決」を「決議」に、「第49条第2項及び」を「第65条第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項及び同法第65条第4項において準用する同法」に改め、同様式を別記様式第23号の2とし、同様式の次に次の9様式を加える。

様式第23号の3(1)

年 月 日

山形県知事 殿

設立委員代表  
住 所  
氏 名 ⑩  
(電話番号 )  
(以下設立委員全員が連署すること。)

#### 新設分割認可申請書

農業協同組合（農業協同組合連合会）の新設分割について認可を受けたいので、農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称
- 3 新設分割予定年月日

添付書類

- 1 理由書
- 2 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 新設分割計画謄本
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がないときは、新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 農業協同組合法第70条の3第5項において読み替えて準用する同法第49条第2項又は第3項及び同法第70

条の3第5項において準用する同法第50条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面

- 6 総代会で新設分割を決議した組合にあっては、農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
- 8 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録謄本
- 10 新設分割の経過を記載した書面
- 11 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要
- 12 その他知事が必要と認める書類

備考 この様式は、新設分割計画を総会（総代会）で決議する場合に使用すること。

様式第23号の3(2)

年 月 日

山形県知事 殿

設立委員代表

住 所

氏 名

㊞

(電話番号

)

(以下設立委員全員が連署すること。)

新設分割認可申請書

農業協同組合（農業協同組合連合会）の新設分割について認可を受けたいので、農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称
- 3 新設分割予定年月日

添付書類

- 1 理由書
- 2 新設分割組合が新設分割の方針を決議した理事会（経営管理委員設置組合にあっては経営管理委員会）の議事録の謄本
- 3 新設分割計画謄本
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がないときは、新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 農業協同組合法第70条の3第5項において読み替えて準用する同法第49条第2項又は第3項及び同法第70条の3第5項において準用する同法第50条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面
- 6 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 7 新設分割の経過を記載した書面
- 8 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録謄本
- 9 新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価格の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面

- 10 新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 11 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要
- 12 その他知事が必要と認める書類
- 備考 この様式は、新設分割計画を総会（総代会）で決議しない場合に使用すること。

## 様式第23号の4

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 ⑩  
 （電話番号 ）

## 組織変更（消費生活協同組合）認可申請書

消費生活協同組合への組織変更について認可を受けたいので、農業協同組合法第84条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 組織変更後消費生活協同組合の住所及び名称
- 2 組織変更予定年月日

## 添付書類

- 1 理由書
- 2 組織変更後消費生活協同組合の定款
- 3 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- 4 組織変更後消費生活協同組合の事業計画書
- 5 組織変更後消費生活協同組合の収支予算書
- 6 組織変更計画を承認した総会（総代会）の議事録の謄本その他必要な手続があったことを証する書面
- 7 農業協同組合法第86条において準用する同法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録又はその謄本
- 8 最終事業年度（各事業年度に係る財産目録又は農業協同組合法第36条第2項に規定する計算書類につき同法第44条第1項の決議を経た場合（同法第37条の2第4項において読み替えて準用する会社法第439条前段に規定する場合にあっては、同法第36条第6項の承認を受けた場合）における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする農業協同組合の成立の日における貸借対照表）
- 9 農業協同組合法第86条において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか同法第97条の4第2項の規定による定款の定めに従い同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第86条において準用する同法第50条第2項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 10 組織変更後消費生活協同組合の役員の住所及び履歴書
- 11 その他知事が必要と認める書類

## 様式第23号の5

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 ⑩  
 （電話番号 ）

## 組織変更（医療法人）認可申請書

医療法人への組織変更について認可を受けたいので、農業協同組合法第89条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 組織変更後医療法人の住所及び名称
- 2 組織変更予定年月日

## 添付書類

- 1 理由書
- 2 組織変更後医療法人の定款
- 3 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- 4 組織変更後医療法人の組織変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 5 組織変更計画について総組合員又は総会員の同意を得たことを証する書面
- 6 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）
- 7 農業協同組合法第92条において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか同法第97条の4第2項の規定による定款の定めに従い同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第92条において準用する同法第50条第2項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 8 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- 9 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 10 組織変更後医療法人が医療法第42条第4号又は第5号に掲げる業務を行う場合にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 11 組織変更後医療法人の役員の就任承諾書及び履歴書
- 12 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- 13 その他知事が必要と認める書類

様式第23号の6

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 ⑩  
(電話番号 )

## 社会医療法人認定申請書

社会医療法人の認定を受けたいので、農業協同組合法第90条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

社会医療法人の住所及び名称

## 添付書類

- 1 当該組合の業務のうち、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するものが同法第30条の4第2項第5号に掲げる医療のいずれに係るものであるかの別
- 2 1の業務を行っている病院又は診療所の名称及び所在地
- 3 医療法第42条の2第1項第5号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年度について同号の要件に該当する旨を説明する書類
- 4 医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

## 様式第23号の7

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
(電話番号 )

## 共済代理店設置届

共済代理店を設置するので、農業協同組合法第97条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

## 添付書類

- 1 次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) 設置の理由
  - (2) 共済代理店の名称又は営業者の氏名
  - (3) 共済代理店が法人である場合には、代表者の氏名
  - (4) 共済代理店の所在地
  - (5) 共済代理店の設置予定年月日
  - (6) 共済代理店の主たる業務の内容
- 2 委託契約書の案

## 様式第23号の8

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
(電話番号 )

## 共済代理店廃止届

共済代理店を廃止するので、農業協同組合法第97条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

## 添付書類

- 次に掲げる事項を記載した書類
- 1 廃止の理由
  - 2 共済代理店の名称又は営業者の氏名
  - 3 共済代理店が法人である場合には、代表者の氏名
  - 4 共済代理店の所在地
  - 5 共済代理店の廃止予定年月日

## 様式第23号の9

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
(電話番号 )

## 共済計理人選任届

を共済計理人に選任しましたので、農業協同組合法第97条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 農業協同組合法施行規則第46条に規定する要件に該当することを証する書面
- 3 共済計理人が2人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

様式第24号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名  
 （電話番号 ）

共済計理人退任届

共済計理人 が退任しましたので、農業協同組合法第97条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 当該共済計理人退任後も共済計理人が2人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類

別記様式第24号の2中「第97条の2」を「第97条」に改める。

別記様式第24号の3中「第97条の2第4号（第5号）」を「第97条」に改める。

別記様式第24号の7から別記様式第24号の10まで及び別記様式第24号の12から別記様式第24号の20までの規定中「第97条の2」を「第97条」に改める。

別記様式第24号の23中「第232条第6項」を「第232条第5項」に改める。

別記様式第25号中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改める。

別記様式第26号中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に、

「5 理事が農民たる組合員であることを証明する書類

6 登記事項証明書」を

「5 住所、氏名、農業経営の状況及び農事組合法人の常時従業者であるか否かの別を記載した組合員名簿

6 理事及び発起人が農民たる組合員であることを証明する書類

に改める。

7 登記事項証明書

8 農業経営を行う法人の場合には、組合員と同一世帯に属するか否かの別を記載した常時従業者名簿」

別記様式第27号中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第28号(1)及び別記様式第28号(2)中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第29号中「第72条の12の6」を「第72条の22」に改める。

別記様式第30号中「第72条の12の8第3号」を「第72条の24第3号」に改める。

別記様式第31号中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改める。

別記様式第31号の2中「本農事組合法人」を「本農業協同組合（本農業協同組合連合会、本農事組合法人）」に、「第73条の12」を「第73条の10（第80条において準用する同法第73条の10）」に、

「2 組織変更後の株式会社の定款

3 組織変更時における農事組合法人の貸借対照表及び損益計算書 を

4 組織変更を議決した総会の議事録の謄本

5 株式会社の登記事項証明書」



- 「2 組織変更後の株式会社（一般社団法人）の定款
  - 3 組織変更時における農業協同組合（農業協同組合連合会、農事組合法人）の貸借対照表及び損益計算書 に改める。
  - 4 組織変更を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
  - 5 株式会社（一般社団法人）の登記事項証明書 」
- 別記様式第32号中「、農業協同組合中央会」を削る。  
別記様式第33号中「議決」を「決議」に改め、「、農業協同組合中央会」を削る。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第10条に規定する存続中央会（以下この項において「存続中央会」という。）については、この規則による改正前の山形県農業協同組合法施行細則の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算終了の登記の時、改正法附則第12条の規定により組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第39号**

**山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第2号中「第2条第1項第139号の9」を「第2条第1項第1号、第139号の9」に、「第351号の2」を「第274号の3、第319号、第320号、第351号の2、第431号の2、第431号の3、第431号の4」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 行政不服審査法施行条例(平成27年12月県条例第56号)第12条第1項及び第13条第1項に規定する手数料

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**山形県訓令第5号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県法令審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県法令審査会規程の一部を改正する訓令**

山形県法令審査会規程（昭和30年11月県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第373号

次の救急診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称           | 所 在 地             |
|---------------|-------------------|
| 町 立 金 山 診 療 所 | 最上郡金山町大字金山548番地の2 |

### 山形県告示第374号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第31条第2項の規定に基づき、同法第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定の例により、農業委員会ネットワーク機構を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 山形県農業会議
- 2 住 所 山形市緑町一丁目9番30号
- 3 事務所の所在地 山形市緑町一丁目9番30号
- 4 指 定 年 月 日 平成28年3月15日

### 山形県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日  
平成28年3月22日

### 山形県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長      |
|------------------------------|------|--------------------|----------|
| 山形市大野目三丁目73番から<br>同 浜崎11番7まで | 旧    | 23.1 メートル<br>} 8.2 | 272 メートル |
| 山形市大野目三丁目79番から<br>同 浜崎11番7まで | 新    | 23.1 メートル<br>} 8.2 | 72 メートル  |

**山形県告示第377号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 施行者の名称

山形市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画公園事業

(2) 名 称 2・2・30号さくら木公園、2・2・31号駅前公園、2・2・32号かすみ公園、2・2・33号ひばり公園、3・2・2号第二公園及び5・5・1号霞城公園

## 3 事業地

(1) 収用の部分 山形市木の実町地内ほか

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業施行期間

平成28年4月1日から平成35年3月31日まで

**山形県告示第378号**

平成20年12月県告示第1109号（建築士法第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1号の注書中「平成11年文部省告示第58号」を「平成21年文部科学省告示第34号」に改め、第2号の表及び第3号の表中「中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改め、第4号中「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18」を「建築士法第2条第5項」に改める。

**議 会 関 係****告 示****山形県議会告示第3号**

山形県議会における特定個人情報の保護の特例に関する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県議会議長 野 川 政 文

**山形県議会における特定個人情報の保護の特例に関する規程**

（趣旨）

第1条 この規程は、特定個人情報に関し山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成13年3月県議会告示第1号）の特例を定めるとともに、特定個人情報についての山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号。以下「保護条例」という。）及び特定個人情報の保護の特例に関する条例（平成27年7月県条例第40号。以下「保護特例条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報取扱事務の登録）

第2条 保護特例条例第4条の規定により作成する保護条例第4条第1項に規定する登録簿は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の登録簿についての保護条例第34条の2の規定により読み替えて適用される保護条例第4条第1項第7号の規定により議長が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定個人情報の提供先

(2) 個人情報取扱事務の委託の有無（再委託の有無を含む。）

（委任による代理人の保有特定個人情報の開示請求）

第3条 保護条例第8条に規定する本人の委任による代理人（以下「委任による代理人」という。）が本人に代わってする保有特定個人情報の同条第1号の開示請求については、保護条例第11条第3項に規定する書面は、保有特定個人情報開示請求書（別記様式第2号）によるものとする。

2 前項の開示請求についての保護条例第34条の2の規定により読み替えて適用される保護条例第11条第3項第3号の規定により議長が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 委任による代理人が本人に代わって保護条例第8条第1号の開示請求をする場合における本人の氏名及び住所

(2) 希望する開示の方法

（委任による代理人であることを証明するために必要な書類）

第4条 委任による代理人であることについての保護条例第34条の2の規定により読み替えて適用される保護条例第11条第4項（保護条例第14条第3項、第17条第5項及び第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定により議長が定める書類は、委任による代理人に係る運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の委任による代理人である者であることを確認するために議長が適当と認める書類及び委任状（開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする日前30日以内に作成され、本人の押印した印鑑に係る議長が適当と認める印鑑登録証明書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする日前30日以内に作成されたもの）が添付されたもの）とする。

（委任による代理人の保有特定個人情報の訂正請求）

第5条 委任による代理人が本人に代わってする保有特定個人情報の保護条例第8条第2号の訂正請求については、保護条例第17条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正請求書（別記様式第3号）によるものとする。

2 前項の訂正請求についての保護条例第34条の2の規定により読み替えて適用される保護条例第17条第2項第4号の規定により議長が定める事項は、委任による代理人が本人に代わって保護条例第8条第2号の訂正請求をする場合における本人の氏名及び住所とする。

（委任による代理人の保有特定個人情報の利用停止請求）

第6条 委任による代理人が本人に代わってする保有特定個人情報の保護条例第8条第3号の利用停止請求については、保護条例第20条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止請求書（別記様式第4号）によるものとする。

2 前項の利用停止請求についての保護条例第34条の2の規定により読み替えて適用される保護条例第20条第2項第4号の規定により議長が定める事項は、委任による代理人が本人に代わって保護条例第8条第3号の利用停止請求をする場合における本人の氏名及び住所とする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、山形県議会における特定個人情報についての保護条例及び保護条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記  
様式第1号

特定個人情報取扱事務登録簿

|        |                                                                                                                     |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------|--------------------------|
| 登録番号   |                                                                                                                     |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |
| 登録年月日  | 年                                                                                                                   | 月                                | 日    | 開始時期                           | 年                           | 月                                              | 日                        |
| 事務の名称  |                                                                                                                     |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |
| 事務の目的  |                                                                                                                     |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |
| 組織の名称  |                                                                                                                     |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |
| 対象者の範囲 |                                                                                                                     |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |
| 記録項目   | 基本的事項                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 識別番号    | 家庭生活 | <input type="checkbox"/> 家族状況  | 資産収入等                       | <input type="checkbox"/> 資産状況                  |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 氏名      |      | <input type="checkbox"/> 親族関係  |                             | <input type="checkbox"/> 収入状況                  |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 住所      |      | <input type="checkbox"/> 婚姻    |                             | <input type="checkbox"/> 納税状況                  |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 |      | <input type="checkbox"/>       |                             | <input type="checkbox"/> 公的支援                  |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 性別      |      | <input type="checkbox"/>       |                             | <input type="checkbox"/>                       |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 電話番号    |      | <input type="checkbox"/>       | 思想信条等                       | <input type="checkbox"/> 思想・信条                 |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 本籍・国籍   |      | <input type="checkbox"/>       |                             | <input type="checkbox"/> 信教                    |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/>         | 社会生活 | <input type="checkbox"/> 職業・職歴 |                             | <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/>         |      | <input type="checkbox"/> 職業・職歴 | <input type="checkbox"/> 資格 |                                                | <input type="checkbox"/> |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/>         |      | <input type="checkbox"/> 学業・学歴 |                             |                                                |                          |
|        | 心身の状況                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 健康・病歴   |      | <input type="checkbox"/> 賞罰    | その他                         | <input type="checkbox"/>                       |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 障がい     |      | <input type="checkbox"/> 成績・評価 |                             | <input type="checkbox"/>                       |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 身体状況    |      | <input type="checkbox"/> 取引状況  |                             | <input type="checkbox"/>                       |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/>         |      | <input type="checkbox"/>       |                             | <input type="checkbox"/>                       |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/>         |      | <input type="checkbox"/>       |                             | <input type="checkbox"/>                       |                          |
|        |                                                                                                                     | <input type="checkbox"/>         |      | <input type="checkbox"/>       |                             | <input type="checkbox"/>                       |                          |
| 収集先    |                                                                                                                     |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |
| 提供先    |                                                                                                                     |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |
| 委託の有無  | <input type="checkbox"/> 有（再委託の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 無 |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |
| 備考     |                                                                                                                     |                                  |      |                                |                             |                                                |                          |



様式第3号

保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

山形県議会議長 殿

氏名  
住所  
(郵便番号 )  
(電話番号 )

特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第17条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

|                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| 訂正請求に係る保有特定個人情報の内容 | (開示を受けた年月日 年 月 日)                    |
| 訂正を求めめる内容          |                                      |
| 請求者の区分             | <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 |
| 本人の氏名及び住所          | (電話番号 )                              |

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。  
 2 「訂正請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のうち、訂正を請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。  
 3 「訂正を求めめる内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体的に記入してください。  
 4 請求の際は、訂正を求めめる内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。  
 5 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。  
 6 5の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状（請求をする日前30日以内に作成され、本人の押印した印鑑に係る議長が適当と認める印鑑登録証明書（請求をする日前30日以内に作成されたもの）が添付されたもの）を提出してください。

(以下の欄は、記入しないでください。)

|                   |                                                                                                                                    |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本人の委任による代理人である者確認 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 資格確認              | <input type="checkbox"/> 委任状 ( <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 )                                                                  |
| 受付年月日             | 年 月 日                                                                                                                              |
| 備考                |                                                                                                                                    |

## 様式第4号

## 保有特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

山形県議会議長 殿

氏名

住所

(郵便番号 )

(電話番号 )

特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第20条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止を請求します。

|                      |                                                                                           |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容 | (開示を受けた年月日 年 月 日)                                                                         |
| 利用停止を求める内容及び理由       | <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 |
| 請求者の区分               | <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人                                                      |
| 本人の氏名及び住所            | (電話番号 )                                                                                   |

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。

2 「利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のうち、利用停止を請求する保有特定個人情報が特定できるように具体的に記入してください。

3 「利用停止を求める内容及び理由」の欄は、利用停止を求める内容及び理由を具体的に記入してください。

4 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

5 4の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状（請求をする日前30日以内に作成され、本人の押印した印鑑に係る議長が適当と認める印鑑登録証明書（請求をする日前30日以内に作成されたもの）が添付されたもの）を提出してください。

(以下の欄は、記入しないでください。)

|                   |                                                                                                                                    |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本人の委任による代理人である者確認 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 資格確認              | <input type="checkbox"/> 委任状 ( <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 )                                                                  |
| 受付年月日             | 年 月 日                                                                                                                              |
| 備考                |                                                                                                                                    |



## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第12号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定により、技能教育のための施設を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

| 技能教育のための施設の名称      | 技能教育のための施設の所在地       | 連携科目等                       | 指定年月日      |
|--------------------|----------------------|-----------------------------|------------|
| メイン高等学院<br>山形キャンパス | 山形市幸町6番地の1 レッツ学院ビル4F | ビジネス基礎<br>マーケティング<br>ビジネス実務 | 平成28. 4. 1 |

## 公安委員会関係

### 規 則

質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県公安委員会  
委員長 前 田 直 己

#### 山形県公安委員会規則第4号

##### 質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則

（質屋営業法施行細則の一部改正）

第1条 質屋営業法施行細則（昭和37年10月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第13号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第14号中

「この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。」

「この処分に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。」

（集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（昭和44年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」

に、「決定」を「裁決」に改める。

（山形県道路交通規則の一部改正）

第3条 山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号の9中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第7号の19中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申し立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則（昭和60年3月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号、様式第5号、様式第9号及び様式第10号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第14号中

「この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。」

を

「この処分に不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に

改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部改正）

第5条 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「（次号に掲げる処分を除く。）」を削り、同条第9号を削り、同条第10号中「別記様式第21号の3」を「別記様式第21号の2」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とし、同条第13号を同条第12号とする。

別記様式第13号の2中「第101条第4項」を「第100条第4項」に改める。

別記様式第14号中「第103条第5項」を「第102条第5項」に、「第104条第2項」を「第103条第2項」に改める。

別記様式第15号及び別記様式第15号の2中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第16号及び別記様式第17号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て（法第25条第1項の規定による提出命令にあっては審査請求）」を「審査請求」に改め、「異議申立て及び」、「異議申立て又は」及び「異議申立てに対する決定又は」を削る。

別記様式第18号から別記様式第20号までの規定中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第21号中

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

を

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

別記様式第21号の2を削る。

別記様式第21号の3中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式を別記様式第21号の2とする。

別記様式第22号中「第10条の5」を「第10条の5の2」に改める。

別記様式第23号中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第24号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。（警備業法施行細則の一部改正）

第6条 警備業法施行細則（平成18年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第3号中

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

を

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

別記様式第7号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第8号及び別記様式第9号中

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第12号及び別記様式第14号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第15号中

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第16号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。（放置違反金に関する規則の一部改正）

第7条 放置違反金に関する規則（平成18年5月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第2号中「平成」を削る。

別記様式第5号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。（探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第8条 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則（平成19年6月県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申し立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成28年8月1日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン嶋 第1ブロック  
山形市嶋北四丁目2番18号外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称            | 所 在 地                     |
|----------------|---------------------------|
| ヨークタウン嶋 第1ブロック | 山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地60街区61街区 |

(変更後)

| 名 称            | 所 在 地          |
|----------------|----------------|
| ヨークタウン嶋 第1ブロック | 山形市嶋北四丁目2番18号外 |

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称         | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-------------|----------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号     | 大 高 善 興 |
| 株式会社戸田書店    | 静岡県静岡市清水区銀座4番6号      | 鍋 倉 修 六 |
| 大和リース株式会社   | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 梶 本 六 夫 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-------------|----------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号     | 大 高 善 興 |
| 株式会社戸田書店    | 静岡県静岡市清水区銀座4番6号      | 鍋 倉 修 六 |
| 大和リース株式会社   | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 森 田 俊 作 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|-------------|------------------------|-----------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号       | 大 高 善 興   |
| 株式会社高崎戸田書店  | 群馬県高崎市下小鳥町421番地        | 古 川 泰 明   |
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹     |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 文   |
| 株式会社富岡本店    | 山形市七日町二丁目1番8号          | 富 岡 善 一 郎 |

## (変更後)

| 名 称                | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|--------------------|------------------------|-----------|
| 株式会社ヨークベニマル        | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号       | 大 高 善 興   |
| 株式会社戸田書店           | 静岡県静岡市清水区銀座4番6号        | 鍋 倉 修 六   |
| 株式会社ツルハ            | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 順     |
| 株式会社大創産業           | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 文   |
| 株式会社富岡本店           | 山形市七日町二丁目1番8号          | 富 岡 善 一 郎 |
| 株式会社ストライプインターナショナル | 岡山県岡山市北区幸町2番8号         | 石 川 康 晴   |

## 3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成23年3月9日  
(2) 2の(2)に掲げる事項 平成27年4月1日  
(3) 2の(3)に掲げる事項  
イ 株式会社戸田書店に係るもの 平成22年3月31日  
ロ 株式会社ツルハに係るもの 平成26年8月7日  
ハ 株式会社ストライプインターナショナルに係るもの 平成27年9月30日

## 4 届出年月日

平成28年3月4日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年8月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成28年8月1日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヨークタウン嶋 第1ブロック  
 山形市嶋北四丁目2番18号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
 代表取締役 大高善興  
 株式会社戸田書店 静岡県静岡市清水区銀座4番6号  
 代表取締役 鍋倉修六  
 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
 代表取締役 森田俊作

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- イ 荷さばき施設の位置及び面積  
 (変更前) 255平方メートル (位置については縦覧に供する図面のとおり)  
 (変更後) 276平方メートル (位置については縦覧に供する図面のとおり)
- ロ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 (変更前) 25立方メートル (位置については縦覧に供する図面のとおり)  
 (変更後) 27立方メートル (位置については縦覧に供する図面のとおり)

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル   | 午前9時    | 午後11時   |
| 株式会社戸田書店      | 午前10時   | 午後11時   |
| 株式会社ツルハ       | 午前10時   | 午後10時   |
| 株式会社大創産業      | 午前10時   | 午後10時   |
| 株式会社富岡本店      | 午前10時   | 午後10時   |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル   | 午前9時    | 午後11時   |
| 株式会社戸田書店      | 午前10時   | 午後11時   |
| 株式会社ツルハ       | 午前10時   | 午後10時   |

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 株式会社大創産業           | 午前10時 | 午後10時 |
| 株式会社富岡本店           | 午前10時 | 午後10時 |
| 株式会社ストライプインターナショナル | 午前9時  | 午後9時  |

ロ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前6時から午後8時30分まで

（変更後）午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

平成28年4月1日

5 届出年月日

平成28年3月4日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年8月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成28年8月1日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン嶋 第2ブロック  
山形市嶋北四丁目1番18号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ダイニューエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前）

| 名 称            | 所 在 地                 |
|----------------|-----------------------|
| ヨークタウン嶋 第2ブロック | 山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地59街区 |

（変更後）

| 名 称            | 所 在 地          |
|----------------|----------------|
| ヨークタウン嶋 第2ブロック | 山形市嶋北四丁目1番18号外 |

4 変更年月日



平成23年3月9日

## 5 届出年月日

平成28年3月4日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年8月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成28年8月1日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社山形県観光物産会館  
山形市表蔵王68番地

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社山形県観光物産会館 山形市表蔵王68番地  
代表取締役 遠藤栄次郎

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,457平方メートル

(変更後) 1,864平方メートル

## (2) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

## イ 駐車場の収容台数

(変更前) 95台

(変更後) 149台

## ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 0台

(変更後) 55台（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

## ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 45平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

(変更後) 77平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

## ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 7.5立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

(変更後) 9.5立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

## 4 変更年月日

平成28年11月5日

## 5 届出年月日

平成28年3月4日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年8月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見